

○盛岡・紫波地区環境施設組合長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例

平成19年10月11日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、次に掲げる契約とする。

- (1) 物品の賃貸借に伴う契約
- (2) 情報処理システムの賃貸借に伴う契約又は保守に伴う業務の委託契約
- (3) 盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ収集等に関する収集運搬業務、ごみ処理等に関する施設の運転管理業務及び作業管理業務の委託契約

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる期間は、5年以内とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。